

報告第20号

健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、平成23年度決算に基づく健全化判断比率を監査委員の意見を付けて、次のとおり報告する。

平成24年9月4日提出

新居浜市長 佐々木 龍

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (11.99)	— (16.99)	6.4 (25.0)	— (350.0)

備考

- 1 表中の括弧内の数値は、それぞれの早期健全化基準である。
- 2 表中の実質赤字比率及び連結実質赤字比率の「—」の記号は、赤字がないことを表示している。
- 3 表中の将来負担比率の「—」の記号は、将来負担額が充当可能財源等を下回っていることを表示している。

(以上の審査意見書 別冊)